

独立行政法人地域医療機能推進機構 北海道病院附属介護老人保健施設

訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）利用約款

（約款の目的）

第1条 独立行政法人地域医療機能推進機構 北海道病院附属介護老人保健施設（以下、当施設）は、要介護状態（介護予防訪問リハビリテーションにあつては要支援状態）と認定された利用者（以下、利用者）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限り自宅で、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように一定の期間、訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）を提供します。一方、利用者及び利用者を扶養する者（以下、連帯保証人）は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本約款の目的とします。

（適用期間）

第2条 本約款は、利用者が訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）利用同意書を当施設に提出したときから効力を有します。但し、連帯保証人に変更があった場合は、新たに同意を得ることとします。

- 2 利用者は、前項に定める事項の他、本約款、別紙1、別紙2及び別紙3の改定が行われない限り、初回利用時の同意書提出をもって、繰り返し当施設の訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）を利用することができるものとします。

（利用者からの解除）

第3条 利用者及び連帯保証人は、当施設に対し、利用中止の意思表示をすることにより、利用者の居宅サービス計画にかかわらず、本約款に基づく訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）利用を解除・終了することができます。なお、この場合利用者及び連帯保証人は、速やかに当施設及び利用者の居宅サービス計画作成者に連絡するものとします。

但し、利用者が正当な理由なく、訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）実施時間中に利用中止を申し出た場合については、原則、基本料金及びその他ご利用いただいた費用を当施設にお支払いいただきます。

（当施設からの解除）

第4条 当施設は、利用者及び連帯保証人に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づく訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）を解除・終了することがあります。

- （1）利用者が要介護認定において自立と認定された場合
- （2）利用者の居宅サービス計画で定められた利用時間数を超える場合
- （3）利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションの提供が困難と判断された場合
- （4）利用者及び連帯保証人が、本約款に定める利用料金を3か月以上滞納し、その支払を督促したにもかかわらず30日間以内に支払われない場合
- （5）利用者及び家族等が、当施設、当施設の職員に対して、利用継続が困難となる程度の背信行為（暴言、暴力など）又は反社会的行為を行った場合
- （6）天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、当施設の職員を訪問させ

ることができない場合

(利用料金)

第5条 利用者及び連帯保証人は、連帯し、当施設に対し、本約款に基づく訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）の対価として、利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。なお、連帯保証人が支払いの責任を負う金額の上限（極度額）は、10万円とします。ただし、利用期間の延長等により、契約した「極度額」を超えることが現実となった際は、利用者及び連帯保証人と当施設との協議により新たな極度額を設定し、再契約を行う場合があります。

2 当施設は、利用者及び連帯保証人が指定する送付先に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を毎月15日頃に送付します。利用者及び連帯保証人は、連帯して当施設に対し当該合計額をその月の末日までに支払うものとします。なお、支払いの方法は別途話し合いの上、双方合意した方法によります。

3 当施設は、利用者又は連帯保証人から、1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者及び連帯保証人が指定する送付先に対して、領収書を送付します。

(記録)

第6条 当施設は、訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）の提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後5年間保管します。

2 当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則として、これに応じます。但し、連帯保証人、その他の者（利用者の代理人を含みます。）に対しては、利用者の承諾その他必要と認められる場合に限り、これに応じます。

(身体の拘束等)

第7条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設長又は施設管理者が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当施設の医師がその容態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。

(虐待の防止等)

第8条 当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施いたします。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(秘密の保持及び個人情報の保護)

第9条 当施設とその職員は、当施設の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者又は連帯保証人若しくはその家族等に関する個人情報の利用目的を別紙3のとおり定め、適切に取り扱いま

す。また正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行うこととします。

- (1) サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
 - (2) 居宅介護支援事業所等との連携
 - (3) 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
 - (4) 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治医への連絡等
 - (5) 生命・身体保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）
- 2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします

（緊急時の対応）

第10条 当施設は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により受診が必要と認めた場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。

- 2 前項のほか、訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）の利用中に、利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は利用者及び家族が指定する者に対し、緊急に連絡します。

（非常災害対策）

第11条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行います。

- (1) 防火管理者には、事業者管理者を充てる。
- (2) 火元責任者には、事業者職員を充てる。
- (3) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は防火管理者が立ち会う。
- (4) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
- (5) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。
- (6) 防火管理者は、従業員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
 - ① 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）……………年2回
（うち1回は夜間を想定した訓練を行う）
 - ② 利用者を含めた総合避難訓練……………年1回
 - ③ 非常災害用設備の使用方法的徹底……………随時
- (7) その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

（業務継続計画の策定等）

第12条 当施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護保険施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとします。

- 2 当施設は、従業者に対し業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- 3 当施設は、定期的に事業継続計画の見直しを行い、必要に応じて事業継続計画の変更を行います。

(事故発生時の対応)

- 第13条** サービス提供等により事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を講じます。
- 2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。
 - 3 前2項のほか、当施設は利用者の連帯保証人又は利用者若しくは連帯保証人が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

(要望又は苦情等の申出)

- 第14条** 利用者及び家族は、当施設の提供する訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）に対し、要望又は苦情等について、担当支援相談員ほか施設職員に申し出ることができます。また、備付けの用紙にご意見を記載し、玄関ロビーに設置してある「アンケート箱」に投函していただく事もできます。

(賠償責任)

- 第15条** 訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）の提供に伴って当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は、利用者に対して、損害を賠償するものとします。
- 2 利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び連帯保証人は、連帯して、当施設に対して、その損害を賠償するものとします。

(職員の服務規律)

- 第16条** 当事業所職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念します。服務に当たっては、協力して事業所の秩序を維持し、常に次の事項に留意します。
- (1) 利用者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。
 - (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
 - (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

(職員の質の確保)

- 第17条** 当事業所職員の資質向上のために、その研修の機会を確保します。
- 2 当施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとします。

(職員の勤務条件)

- 第18条** 当事業所職員の就業に関する事項は、別に定める独立行政法人地域医療機能推進機構の就業規則によります。

(衛生管理)

- 第19条** 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行います。
- 2 感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のため

の指針を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備します。

- (1) 当施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 当施設における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 当施設において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的を実施する。

「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。

(第三者評価の実施状況)

第20条 当施設では、提供するサービスの第三者評価は実施しておりません。

(利用契約に定めのない事項)

第21条 この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は連帯保証人と当施設が誠意をもって協議して定めることとします。

(附則)

この約款は、平成31年3月1日から施行する。

令和2年4月1日に改定し、施行する。

令和4年11月1日に改定し、施行する。

令和7年 8月1日に改定し、施行する。